

# 新型コロナウイルスに関するご案内

日ごろより弊社海外旅行保険に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

海外渡航を検討されているお客様より頂戴する新型コロナウイルスに関するご質問等についてご案内いたします。

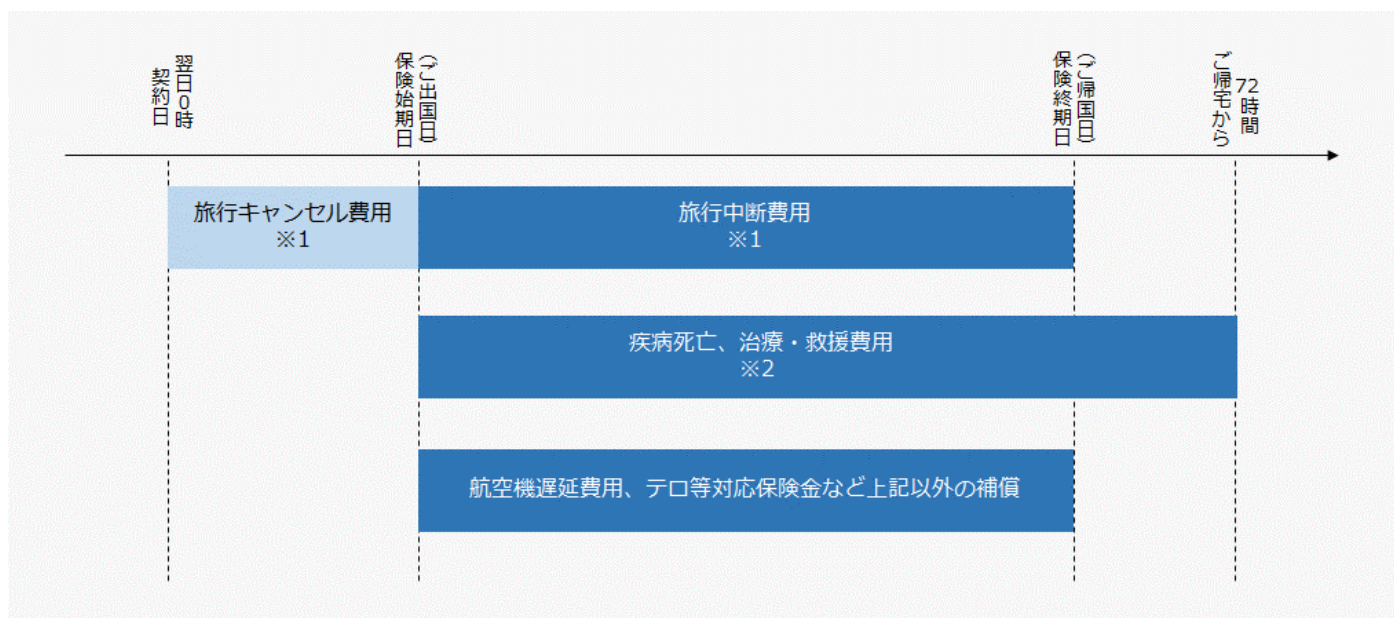
お手数ではございますが、ご確認のうえお申込み・お問合せいただきますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルスに関連した補償項目と責任期間

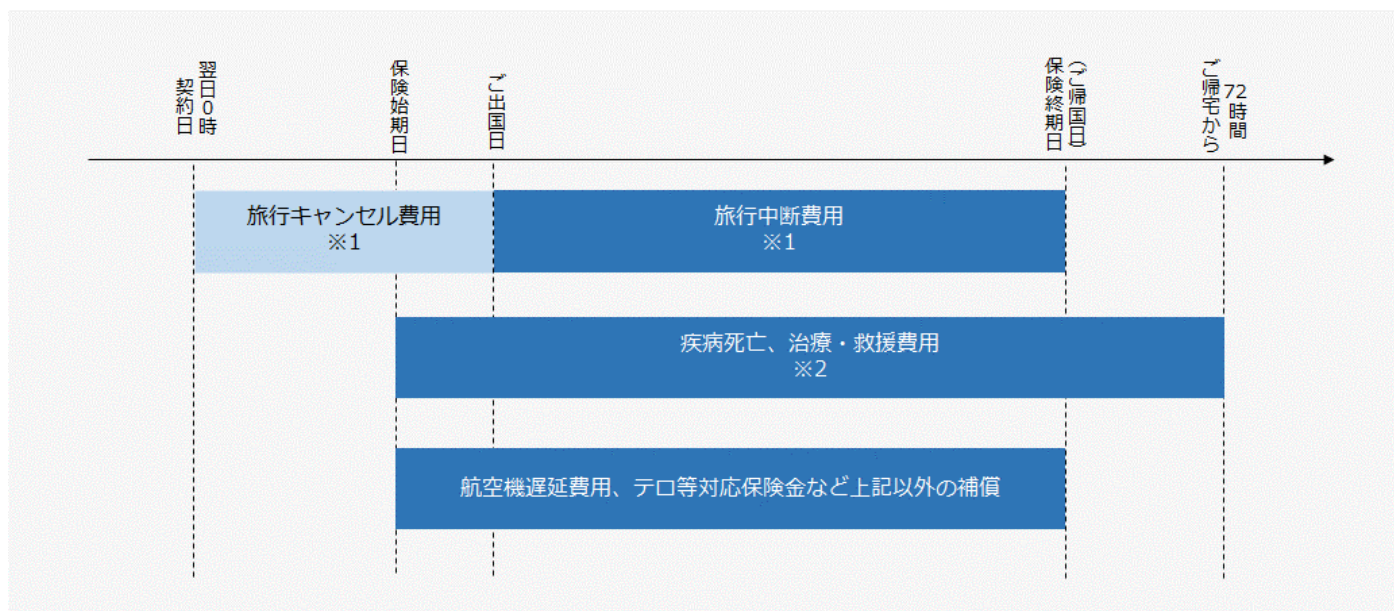
各補償項目の責任期間は以下よりご確認ください。

責任期間中に「保険金をお支払いする場合」に該当する保険事故が発生したケースが補償対象となります。本書の最後に記載する注（※）も必ずご確認ください。

### 保険始期日（ご自宅出発日）とご出国日がお客様の場合



### 前泊や0時以降の便に搭乗など、保険始期日（ご自宅出発日）とご出国日が異なるお客様の場合



## 旅行の取消料について

ご旅行目的が観光または商用であればご出発日前日まで「旅行キャンセル費用」にお申込みいただけます。以下にご渡航先に応じたご注意点とよくあるご質問を掲載いたします。

### 1. ご旅行先が中国（香港、マカオ含む）、台湾のお客様へ

中国の一部地域において 2020 年 1 月 24 日、外務省における感染症危険情報(危険レベル 3)が発出されております。そのため、2020 年 1 月 24 日以降にご契約をいただきましても、同事由によるご旅行のキャンセルは補償対象外となります。

ただし、台湾については、現時点では補償対象外となりますが、今後将来において、ご契約翌日午前 0 時以降に下記 3. (1) (2) に該当する事象となった場合、補償の対象となります。

### 2. ご旅行先が韓国のお客様へ

韓国の一部地域において 2020 年 3 月 1 日、外務省における感染症危険情報(危険レベル 3)が発出されております。そのため、2020 年 3 月 1 日以降にご契約をいただきましても、同事由によるご旅行のキャンセルは補償対象外となります。

### 3. ご旅行先がそれ以外の国・地域のお客様へ

「旅行キャンセル費用」のご契約翌日午前 0 時以降に下記に該当する事象となれば補償対象となります。

#### (1) 渡航先の感染症危険情報レベルが「レベル 3」または「レベル 4」に引き上げられた場合

ご渡航先の感染症危険情報は以下よりご確認ください

○ 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### (2) 被保険者に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合

例 ・ご渡航先の国が新型コロナウイルスの影響で日本を含む感染者確認国からの入国を規制等した場合

現時点で、イスラエル、ミクロネシア連邦等が該当します。

・ご自身やご家族が新型コロナウイルスに罹患した事で官公署の命により医療施設に隔離された場合

## 4. その他\_旅行の取消料についてよくあるご質問

**Q** 新型コロナウイルスに感染して旅行にいけない場合は対象になりますか？

**A** はい、補償対象です。

ただし、責任期間開始後に、継続して3日以上入院をした場合、または感染により検疫法に基づいて医療施設などに隔離された場合が対象となります。

**Q** 渡航先が日本人の入国規制をしたことにより入国できなかった場合は対象になりますか？

**A** はい、補償対象です。

ただし、責任期間開始後に新たに入国規制を発出した場合に限りです。  
ご契約時点で既に入国規制が発出されている場合は対象外となります。

**Q** 勤務先から海外渡航禁止の注意が出された場合は対象になりますか？

**A** いいえ、補償対象外です。

勤務先やご自身の判断によるご旅行の取消は補償対象外となります。

**Q** 渡航先の空港到着後、新型コロナウイルスの影響で入国拒否された場合の帰国費用は対象になりますか？

**A** いいえ、日本出国後のこちらのケースは「旅行キャンセル費用」では補償対象外です。

オプションの「旅行中断費用」にて補償対象となります。

## 感染した場合の治療費用について

全てのご契約に付帯される「治療・救援費用」で新型コロナウイルスに感染した事で必要となる治療費用などを補償いたします。

### ■ 補償対象となるケース

- ・ 渡航先で新型コロナウイルスに感染・発病し現地で治療を受けられた場合
- ・ 責任期間終了後に新型コロナウイルスを発病し 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合。

ただし、責任期間中に原因が発生した場合に限りです。

### ■ 対象となる費用

治療開始日から 180 日以内に要した以下の費用です。

- ・ 診療費、入院費用
- ・ 緊急移送費用
- ・ 治療終了後に帰国するための交通費

## 航空機の欠航について

---

ご旅行目的が観光または商用であればご出発日前日まで「航空機遅延費用(定額払)」にお申込みいただけます。

### ■ 補償対象となるケース

・新型コロナウイルスの影響で航空機が遅延/欠航し 6 時間以内に代替便に搭乗できず、その待機期間中に食費や宿泊費などを負担された場合

### ■ 航空機遅延費用(定額払)のご注意点

・お客様が負担された費用の大小にかかわらずお支払できる保険金額は 1 万円となります。

## 補償項目と責任期間に関する注記

---

※1 旅行キャンセル費用の責任期間は、出国した時（または保険終期日の午後 12 時までのいずれか早い方）まで、旅行中断費用の責任期間は出国した時から開始となります。

※2 疾病死亡は、責任期間終了後 30 日以内に「①責任期間中に発病した疾病または②責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病」により死亡した場合、ただし責任期間終了後 72 時間以内に治療を開始し、かつ治療を継続していた場合に保険金を支払います。

治療・救援費用は、責任期間終了後 72 時間以内に「①責任期間中に発病した疾病または②責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病」の治療を開始した場合に保険金を支払います。

以上